

〔 覚 書 〕

1990年代末の不良債権問題

松葉 正文*

はじめに

この間、関係当局による不良債権の定義は幾度も変更されたが、それには、主として次のようなものがある。

イ) 93年3月期定義(全国銀行協会)

経営破綻先債権 + 6ヶ月以上延滞債権

ロ) 95年9月期定義(同上)

経営破綻先債権 + 6ヶ月以上延滞債権
+ 金利減免債権(貸出時公定歩合を下回る金利)

ハ) 98年3月期定義(=リスク管理債権, 同上)

経営破綻先債権 + 3ヶ月以上延滞債権
+ 貸出条件緩和債権

ニ) 98年3月貸出先4分類基準定義(金融監督庁)

I. 正常債権, II. 回収要注意債権,
III. 回収懸念債権, IV. 回収不能債権

この内、II、III、IV、の合計が回収に問題を抱える不良債権と言うべきものであるが、従来の定義との違いは、貸出先からの利払状況ではなく、貸出先の経営財務状況に着目する点で

ある。

ホ) 99年3月期金融再生法基準定義

要管理債権 + 危険債権 + 破産・更生等債権

(リスク管理債権との相違は、前項と同様)

こうした不良債権の定義についての度重なる変更が、その実態把握を結果として困難なものにしてきたことは否定できない。これらのことに留意しつつ、近年の不良債権問題の動向についてみてみよう。

I. 金融機関全体の不良債権

(98年3月, 99年3月)

現時点(99年7月)で90年代を振り返って、不良債権の実態についてのこれまで最も包括的な公的説明は、金融監督庁¹⁾が98年3月末時点の金融機関による資産についての自己査定を集計して98年7月に発表したものである。

第1表は、その概要を示したものである。明らかなように、総貸出金のうち、回収に重大な懸念のある第Ⅲ分類債権と回収に注意を要する第Ⅱ分類債権の合計は、87.5兆円に昇っている。これは、同時期の金融機関のリスク管理債

* 立命館大学産業社会学部教授

権(新基準)額35.2兆円²⁾の約2.5倍にあたり(但し、前者の問題債権87.5兆円には、破綻先[回収不能]債権が含まれていない。金融監督庁はその理由として、当該分については全額償却・引当が済んでいることを挙げている)、それは総予信額795.1兆円の11%にあたる。

第1表 預金取扱金融機関の自己査定状況

(98年3月期, 単位: 兆円)

	総与信額	Ⅱ分類	Ⅲ分類
都銀・長信銀・信託銀計	452.4	45.4	4.8
地方銀行	145.5	14.4	0.8
第二地方銀行	50.6	5.9	0.4
全国銀行合計	648.5	65.8	6.1
信金・信組・農協 系統金融機関など	146.6	14.8	0.8
総 計	795.1	80.6	6.9

注1) 100億円単位を4捨5入。

2) 破綻・合併・事業譲渡金融機関を除く。
出所) 『日本経済新聞』, 1998年7月18日。

なお、99年7月末に、金融監督庁が99年3月期の問題債権額の集計を発表した(この集計には、長銀・日債銀他この間の破綻金融機関に関する数値は含まれていない)。それによると、全国金融機関の総予信額694.3兆円、第Ⅱ分類債権76.6兆円、第Ⅲ分類債権3.9兆円となっており、問題債権の総額は80.5兆円で全体の11.6%であり、全与信額に占める割合はむしろ前年より増加している。³⁾ ちなみに、金融監督庁が同時に発表した全金融機関の同時期のリスク管理債権額の合計は38.7兆円で、これは額でも(もちろん割合でも)対前年比で増加している。

1) 金融監督庁は、98年6月に、従来の大蔵省の金融検査・監督部門を引き継いで、総理府(外局)に設置された機関である。

2) 『日本経済新聞』 1998年7月18日。

3) 『日本経済新聞』 1999年7月24日。

Ⅱ. 主要17行の不良債権(99年3月)

主要17行の99年3月期における不良債権額は、第2表に示されている(主要行は、従来21行であったが、東京銀行と三菱銀行が96年4月に合併し、北海道拓殖銀行が97年11月に、日本長期信用銀行が98年10月に、日本債券信用銀行が98年12月に、それぞれ破綻したため、合計17行となった)。

第2表 99年3月期主要17行不良債権状況

(単位: 億円, %)

	不良債権		不良債権 貸出比率	税効果 会 計	公的資金 注入額
	再生法基準	リスク債権基準			
第一勧銀	22,534	22,048	6.7	6,137	9,000
さくら	18,000	17,605	5.5	6,777	8,000
富士	13,886	13,617	4.6	7,326	10,000
東京三菱	21,607	20,776	5.3	6,226	0
あさひ	9,299	9,201	4.4	3,342	5,000
三和	17,309	16,862	4.3	5,926	7,000
住友	20,137	19,599	5.8	7,199	5,010
大和	7,940	7,434	7.2	2,112	4,080
東海	7,532	4,760	2.5	3,651	6,000
都銀計	138,244	131,902	5.1	48,732	54,090
興銀	18,724	18,442	8.2	4,063	6,000
三井信託	7,689	7,622	9.9	2,436	3,502
三菱信託	13,618	13,007	12.1	2,758	3,000
安田信託	6,656	5,511	9.1	2,539	0
東洋信託	8,983	8,994	12.5	1,830	2,000
中央信託	2,380	2,031	5.0	689	2,000
日本信託	2,428	2,393	24.1	200	0
住友信託	9,503	9,464	8.6	2,877	2,000
信託計	51,257	49,002	11.6	13,329	12,502
3業態計	208,255	199,366	8.3	66,124	72,592

出所) 『週刊エコノミスト』 1999年6月8日号, 26

- 27ページ所収, 及能正男氏作成の表より。

それによれば、不良債権合計額は、再生法基準で20.8兆円、リスク管理債権基準で19.9兆円となっている。98年3月期における主要19行

の不良債権額が22兆円であったから、その総額が幾分減少したかのようにみえる。しかし、98年3月期に含まれていた長銀分1.4兆円、日債銀分1.7兆円、計3.1兆円を除けば、同年の主要17行の合計は18.9兆円だったから、実質ではこの1年間に不良債権の額はやはり増加している。¹⁾ しかも、内外の多くの研究者や関係者はこれら公表不良債権額がその実態を過小評価したものであるという点ではほぼ一致しており、そのことは前述の第1表に示される調査結果とも照応する(この際の問題債権額87.5兆円ですら、なお過小評価であるとの見方が多い)。

こうした不良債権問題に対し、主要行はいずれも貸倒引当金等を積み増してその償却原資を準備し(カバー率は平均53%,最高79%,31%),問題には充分対処可能という立場をこの間表明している。そして、99年3月期には、10.4兆円の不良債権を償却したとしている。しかし、既存の償却分の多くはなおバランスシート上での間接償却にすぎず(全銀行の99年3月までの累積不良債権処理総額58.7兆円の内、資産欄から債権額を控除し損失を確定した厳密な直接償却は合計7.1兆円であり、僅かに全体の12%にすぎない²⁾)、地価の下落傾向が続く中で、最終的な担保物件の売却=直接償却時にさらに追加的な損失処理を迫られることになるだろう。その意味で、不良債権問題の現実的な処理=真の解決に向けては、なお多難な事態が予想されるのである。

また、今期の10兆円に昇る不良債権の償却は、特別な条件の下ではじめて可能になったことにも留意しなければならない。不良債権問題への対処過程でその経営体力を著しく消耗している各行は、これまでも政府の超低金利政策によって利鞘収入や債券売買手数料などを通じた

業務純益の拡大などで手厚く援助されてきたが、今期中はそれに加えて更に、直接的な公的資金による資本注入と税効果会計導入(第2表参照)まで受けたのである。

公的資金による資本注入は、98会計年度には東京三菱銀行を除く15行(同行の子会社である日本信託銀行と富士銀行の子会社となった安田信託銀行を除き、横浜銀行を加えたもの)が預金保険機構に申請し、その結果金融再生委員会³⁾の承認を経て合計7兆円を上回る額が99年3月末に各行に注入された。この内の75%にあたる5.5兆円は、転換型優先株で国が引き受け(これは将来の政府による経営参加に道を開くものである。他は劣後債など)、普通株への転換開始は最短3ヶ月-最長7年6ヶ月、その平均配当利回りは年0.54-1.73%とされている。⁴⁾

税効果会計とは、不良債権を間接(有税)償却で処理した時に払った税金(前払い税金)が戻ってくることを前提に、それを銀行のバランスシート上に自己資本として算入しておく制度であり、99年3月期から認められたものである。⁵⁾

公的資金による資本注入にせよ税効果会計導入にせよ、いずれも不良債権問題への対処過程で著しく体力を消耗=自己資本を毀損しつつある各行に対する、国家による強力な支援といつてよい。

1) 及能正男「不良債権処理の余力を失った銀行の姿」『週刊エコノミスト』1998年6月9日号、25ページ。

2) http://www.fsa.go.jp/news/newse/ne_018b.html, p.3.

3) 閣僚でもある議長を含む5名のメンバーからなる委員会で、1998年12月に発足した。金融監督庁も機構上この委員会の指導下にある。

4) 『日本経済新聞』1999年3月5日。

5) 『日本経済新聞』1999年5月25日。

Ⅲ．公的資金導入条件の整備と問題点

97年秋の北海道拓殖銀行の破綻に続き、98年秋から冬にかけては日本長期信用銀行と日本債券信用銀行も破綻した。その他、99年6月までにこの間5銀行、4信用金庫、32信用組合が破綻した。¹⁾

2001年4月に解禁するペイオフまでは預金の全額保護を公約している政府は、こうした一連の事態を受けて、預金保護制度と金融システムの安定化をめざす新たな枠組の構築にのりだした。

その結果として具体化された最も重要な措置が、98年10月における金融再生関連法案の成立であり、それに基づく預金保険機構への新たな公的資金投入＝財政措置の実施である。これによって、預金保険機構に、1) 特例業務勘定17兆円(内、国債7兆円、政府保証10兆円)、2) 金融再生勘定18兆円(政府保証)、3) 金融機能早期健全化勘定25兆円(政府保証)、計60兆円の公的資金枠が設定された。それぞれ、1) は預金全額保護のための資金援助、2) はブリッジバンク業務、特別公的管理銀行業務、整理回収機構の不良債権買取りに関する業務、3) は金融機関の資本増強、等を目的とする資金である。²⁾

この内の特例業務勘定について付言すれば、この間の破綻金融機関の預金保護のため必要になった公的負担額は、すでに[99年7月で]7兆円を超えてしまった。その結果、国債枠分を既に使い切ってしまったため、新たに政府保証枠で資金を調達しなければならなくなってい

る。そして、これら破綻金融機関の債務超過を穴埋めするために投入される公的資金は、原則として返済不可能なので、国民負担分として確定するものである。

なお、このことと関連して、この間の破綻金融機関の債務超過分が、破綻の前と後で大きく変化＝増加することに注目しなければならない。³⁾

97年11月17日に経営破綻した北海道拓殖銀行は、その3日前にはなお2961億円の純資産があるとされていたが、98年6月末の清算検査によれば1.77兆円の債務超過となっている。

98年10月23日に破綻して特別公的管理(一時国有化)下に入った日本長期信用銀行も、98年9月末の金融監督庁検査では1600億円の純資産があるとされていたが、金融再生委員会の株価算定委員会の評価によれば98年10月28日時点で2.6兆円の債務超過となっており、それは99年7月時点では更に3.5兆円まで拡大しようとしている。

98年12月13日に破綻した日本債券信用銀行も、98年3月末の金融監督庁検査では僅かに944億円の債務超過とされていたものが、前記株価算定委員会の評価では98年12月17日時点で何と3兆円の債務超過となっている。

こうした破綻金融機関の損失＝債務超過額の短期間における著しい拡大は、一方でそれまでの政府当局の検査がいかに甘くかつ杜撰なものであるかを示すとともに、また他方ではひるがえって未だ破綻していない金融機関の公表不良債権額の信憑性をも大いに疑わしめるものである(おそらく不良債権額の実態は、公表分よりも遙かに膨大で、各金融機関の抱える問題も遙かに深刻なものであろう)。

- 1) 『日本経済新聞』1999年6月15日, 7月10日。
- 2) 同上, 7月1日。
- 3) 以下, この点については, 同上, 7月9日, 7月16日参照。